

# 町内会合併の手引

---

柏崎市市民生活部・市民活動支援課

令和8（2026）年4月改訂

## 目次

I	はじめに .....	1
II	合併のメリット・デメリット .....	2
III	合併の進め方 .....	3
1	合併協議の開始を総会で決議 .....	4
2	合併協議 .....	4
3	住民へ説明 .....	4
4	合併について総会で決議 .....	5
5	合併後の諸手続 .....	5
IV	認可地縁団体における合併 .....	6
1	合併の認可要件（地方自治法第260条の39第4項） .....	6
2	総会の決議 .....	7
3	合併の認可申請 .....	7
4	規約変更の認可申請（吸収合併存続団体が行う手続） .....	8
5	債権者保護手続 .....	8
6	債権者保護手続終了の届出 .....	8
7	合併の告示 .....	9
V	町内会合併への財政支援 .....	12
1	市政協力報償費 .....	12
2	町内会集会施設建設費等補助金 .....	12
VI	資料 .....	13

## Ⅰ はじめに

本市においては、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、加入世帯の減少や担い手不足、資金不足など、さまざまな課題を抱えている町内会が少なくありません。このような状況の中で、町内会の組織力の低下が危惧され、従来どおりの活動を続けることが困難になりつつあります。こうした課題に対応し、地域活動の持続可能性を高めるための選択肢の一つとして、「町内会合併」が挙げられます。

町内会の合併により、少子高齢化や人口減少が進む地域において、町内会活動の維持・活性化を図り、地域コミュニティの活性化に貢献できると考えています。

「町内会合併」は、双方の同意が前提となり、団体同士の合併ではあるものの、実際には人と人のやり取りによって慎重に進めていくものであり、町内会同士の信頼の積み重ねが円滑な合併の秘訣です。しかし、役員同士の合意があってもいざ合併となると、新たな町内会の名称、町内会費、活動内容、財産管理などの調整事項が多岐に渡ります。

各町内会において、それぞれの地域事情や住民感情があることから、合併の話を進めることは容易ではありません。合併の進め方はさまざまではありますが、この度、合併の基本的な流れを整理した『町内会合併の手引』を作成いたしましたので、ぜひ参考にいただければ幸いです。

## II 合併のメリット・デメリット

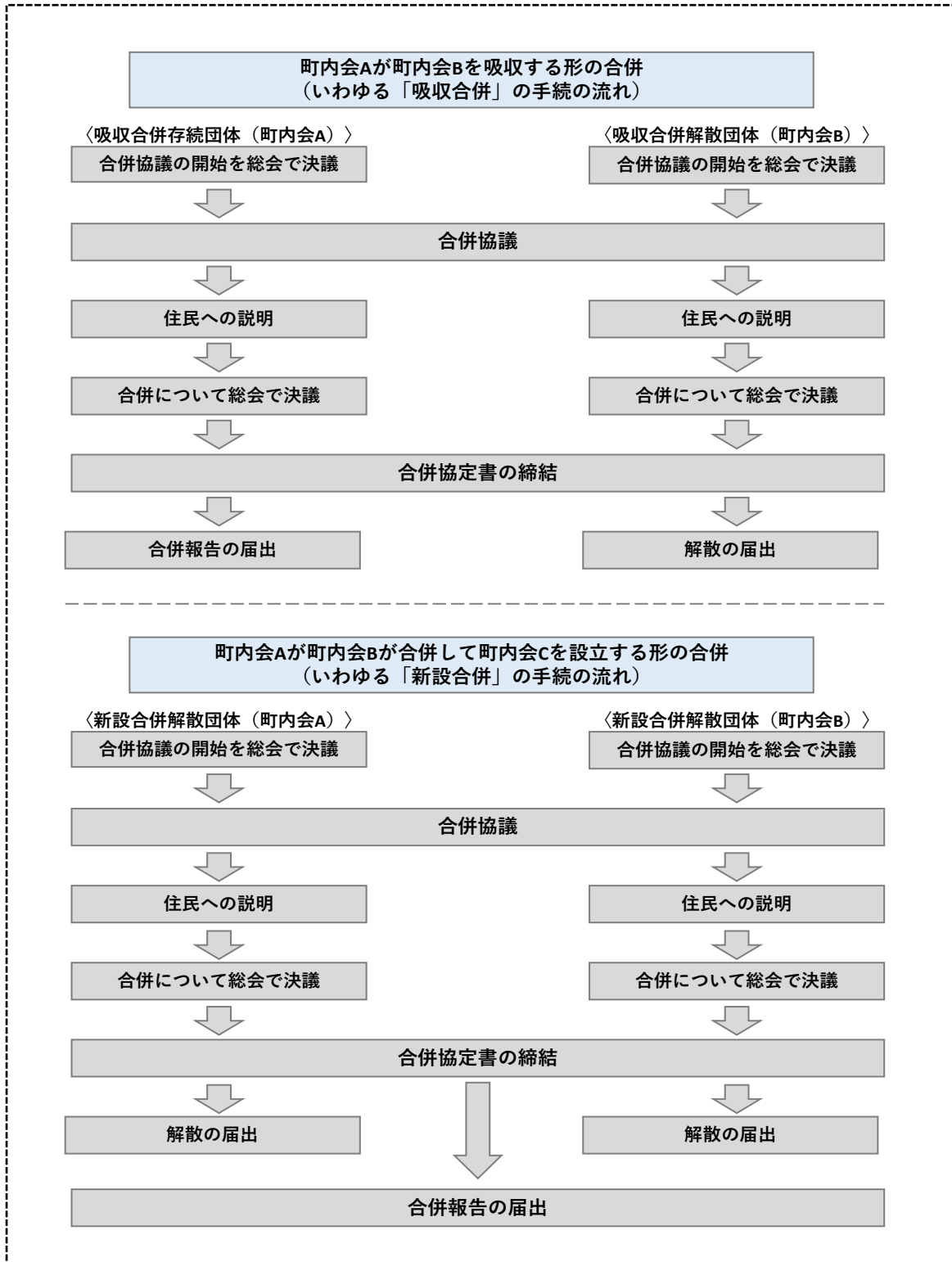
町内会は、規模や地域の特性などにより、多種多様な活動を行っています。合併する場合は、その特性を考慮した上で、各町内会で慎重に協議を進めていく必要があります。異なる町内会の文化や価値観の違いが、合併の妨げとなることもあり、町内会の合併を検討する際は、住民の意見を十分に聞き、双方が納得できる方法を模索することが重要です。

その上で、まずはメリットとデメリットを整理し、町内で共有することが合併への第一歩であると考えています。

主なメリット	主なデメリット
<p><b>【活動の活性化】</b> 参加者や活動量が増え、単独では実施困難であった事業が実現可能となる。</p> <p><b>【人材の確保】</b> 人材が集まりやすくなり、役員等の担い手不足の解消につながる。</p> <p><b>【財政の安定化】</b> 会費収入が増えることで、財政基盤が安定する。</p>	<p><b>【役員負担増加】</b> 規模が大きくなったことにより運営が複雑になり、役員負担が増える。</p> <p><b>【住民の反発】</b> 新しい組織形態に住民が馴染めず、反発が起こる。</p> <p><b>【不要な財産の処分】</b> 合併により余剰となった備品や施設を処分する場合、多額の費用がかかる。</p>

### III 合併の進め方

合併の形態は、一方の町内会が解散し存続する町内会へ編入する「吸収合併」と、合併により新たに町内会を設立する「新設合併」があります。  
おおまかな進め方は以下のとおりです。



## 1 合併協議の開始を総会で決議

---

町内会の合併を進めるにあたり、まずは双方の住民が合併のメリット・デメリットを理解し、合併の必要性について共通認識を持つことが重要です。合併には、町内の相互理解と協力が不可欠であり、その上で合併に向けた協議を始める必要があります。

そのためには、町内会の総会において合併協議の開始について決議を行きましょう。



## 2 合併協議

---

合併に向けては、両町内会で協議を重ねることが必要です。町内会は、各地域の長年にわたる地縁に基づき結成される団体であり、それぞれに独自の慣行やルールがあります。すべてを統一させるのは難しいため、時間をかけて丁寧に話し合い相互理解を深めることが重要です。

必要に応じて、親睦を深めるイベントなども開催し、協議の場だけでなく日常的な交流を通じて信頼関係を築いていきましょう。また、協議は両町内会の役員や少人数のプロジェクトチームなどを設けて進めると効果的です。

### ■主な協議内容

- ・規約に関すること
- ・規約外の町内会ルールに関すること（集会施設の使用、ごみ箱の管理等）
- ・活動内容や運営方法に関すること
- ・所有財産に関すること

これらの項目について、互いに情報を整理・共有し、協議の結果をもとに「合併協定書（案）」（14 ページ）を作成しましょう。

すべてのルールを事前に定める必要はなく、合併後の運営の中で柔軟に対応・整備していくことも可能です。双方の町内会の共通点と相違点を確認しながら、慎重かつ前向きに協議を進めていきましょう。

## 3 住民へ説明

---

合併を決定するためには、双方の町内会で総会を開催し、合併の議決を得る必要がありますが、総会を開催する前に住民への説明機会を設けると、総会がより円滑に進むと考えられます。

合併においては、住民感情に配慮することが重要です。協議が進み、町内会としての方針が決まっても、中には不安や疑問を抱く方もおり、そのような感情のすれ違いが、合併後の町内会運営に支障をきたす場合もあります。

すべての方から納得してもらうことは難しいですが、住民から質問や意見があった場合には、一方的に進めるのではなく、再検討するなど丁寧な対応を心がけましょう。

## 4 合併について総会で決議

---

合併に関する最終的な意思決定は、各町内会で開催される総会において正式に決議しましょう。

総会に向けては、合併協定書案、新たな規約案、事業計画案、予算案などを含めた議案書を作成し、十分な準備を行います。また、当日の議事進行方法や議長の選出方法、議事の流れなどもあらかじめ整理し、スムーズな運営ができるようにしておくことが大切です。総会資料は、余裕をもって全会員に配布し、内容を事前に周知することで、参加者も理解を深め、円滑な議論につながります。

なお、総会当日に合併協定書を締結することも可能です。協議を経て合意された内容を、正式なかたちで確認し合うことで、新たな町内会のスタートをより確実なものとしましょう。



## 5 合併後の諸手続

---

合併後は、必要な手続きを速やかに進めましょう。

### ■主な手続きの項目

#### ・会員への周知

合併後の新たな体制や変更点について、全会員に周知します。

#### ・市役所への届出・報告

市役所へ必要書類を提出します。(15～17 ページ)

#### ・口座や契約等の名義変更

金融機関口座、不動産登記など、町内会としての各種契約の名義を変更します。

#### ・会計処理

合併に伴い、事業年度の区切りや会計監査の方法などを明確にし、会計の引継ぎを正確に行いましょう。



## IV 認可地縁団体における合併

認可地縁団体とは、地方自治法等に定められた要件を満たし、一定の手続きを経て、法人格を得た町内会の地縁による団体のことをいいます。

地方自治法の改正により、令和5（2023）年4月1日から認可地縁団体同士の合併に関する規定が新設され、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。認可地縁団体が合併の認可を受けるためには、法で定められた一定の要件を満たす必要があります。

認可地縁団体同士の合併の流れについては、フロー図（10、11ページ）をご参照ください。

### 1 合併の認可要件（地方自治法第260条の39第4項）

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることと認められること。

認可要件として挙げられている内容を目的として規約に明記することが必要です。

また、当該目的に資する活動については、合併の認可申請の時点において、合併しようとする各認可地縁団体が、『合併後の認可地縁団体において地域的な共同活動を行うための準備行為等』を共同して行っていることが客観的に明らかであれば要件を満たしているとされています。

具体的には、例えば、「合併しようとする認可地縁団体同士が、合併に向けて合同で打合せを行っていること」や「合併しようとする認可地縁団体が、合併を見据えて、実際に将来的に共に行う地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）を合同で実施していること」などが考えられます。

- (2) 合併後の認可地縁団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

町又は字及び地番又は住居表示により区域を表示するほか、道路や河川により区域が画されているなど、当該団体の構成員のみならず、その他の住民にとってもその区域が認識できるように定められている必要があります。

- (3) 合併後の認可地縁団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

構成員は、区域に住所を有していれば誰でも権利を有しており、年齢、性別、国籍等の制限を設けることはできません。

なお、「相当数」とは、一般的に過半数とされています。

- (4) 合併後の認可地縁団体の規約を定めていること。

規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていることが必要です。また、⑨規約の変更に関する事項、⑩解散に関する事項、⑪残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

## 2 総会の決議

合併しようとする各認可地縁団体の現行の規約に基づき招集された総会で、合併の認可を申請することについて総構成員の4分の3以上の多数をもって議決されなければなりません。ただし、規約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

また、合併は市長の認可を受けて効力を生じることになります。

※吸収合併の場合には、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を総会で議決する必要があります。

## 3 合併の認可申請

総会において合併の認可を申請する旨の議決を得た認可地縁団体の代表者は、次の書類を提出してください。

- (1) 認可申請書（合併）（18 ページ）
- (2) 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体の規約  
※規約で別表などと定めている場合は、区域図を添付
- (3) 合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（30 ページ）  
※ 合併の認可申請について議決した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの。
- (4) 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿（31 ページ）  
※合併後の認可地縁団体の構成員全員の氏名、住所を記載したもの。

- (5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

※例えば、「合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で行った打合せの議事録」や「合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録」など

- (6) 合併しようとする各認可地縁団体の規約  
(7) 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類（32 ページ）

#### **4 規約変更の認可申請（吸収合併存続団体が行う手続）**

---

吸収合併により存続する認可地縁団体の代表者は、規約変更を総会で議決したことを証する書類等を提出してください。

- (1) 規約変更認可申請書（33 ページ）  
(2) 規約変更の内容及び理由を記載した書類  
(3) 規約変更を総会で議決したことを証する書類

#### **5 債権者保護手続**

---

市から合併認可の通知のあった日から2週間以内に、合併後の認可地縁団体の財産目録を作成し、事務所に備え置かなければなりません。さらに、債権者に対して、合併に異議があれば一定期間（2か月以上）内に述べることを公告するとともに、既に判明している債権者に対しては、各別に催告しなければなりません。

期間内に債権者からの意義がない場合は、合併を承認したものとみなし、異議がある場合は、債権者に弁済、担保の供与、弁済を目的とした財産の信託などをしなければなりません（合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りではありません。）。

#### **6 債権者保護手続終了の届出**

---

債権者保護手続が終了した場合には、合併する認可地縁団体が共同して「合併に係る債権者保護手続終了届出書」（34 ページ）を市に届け出てください。

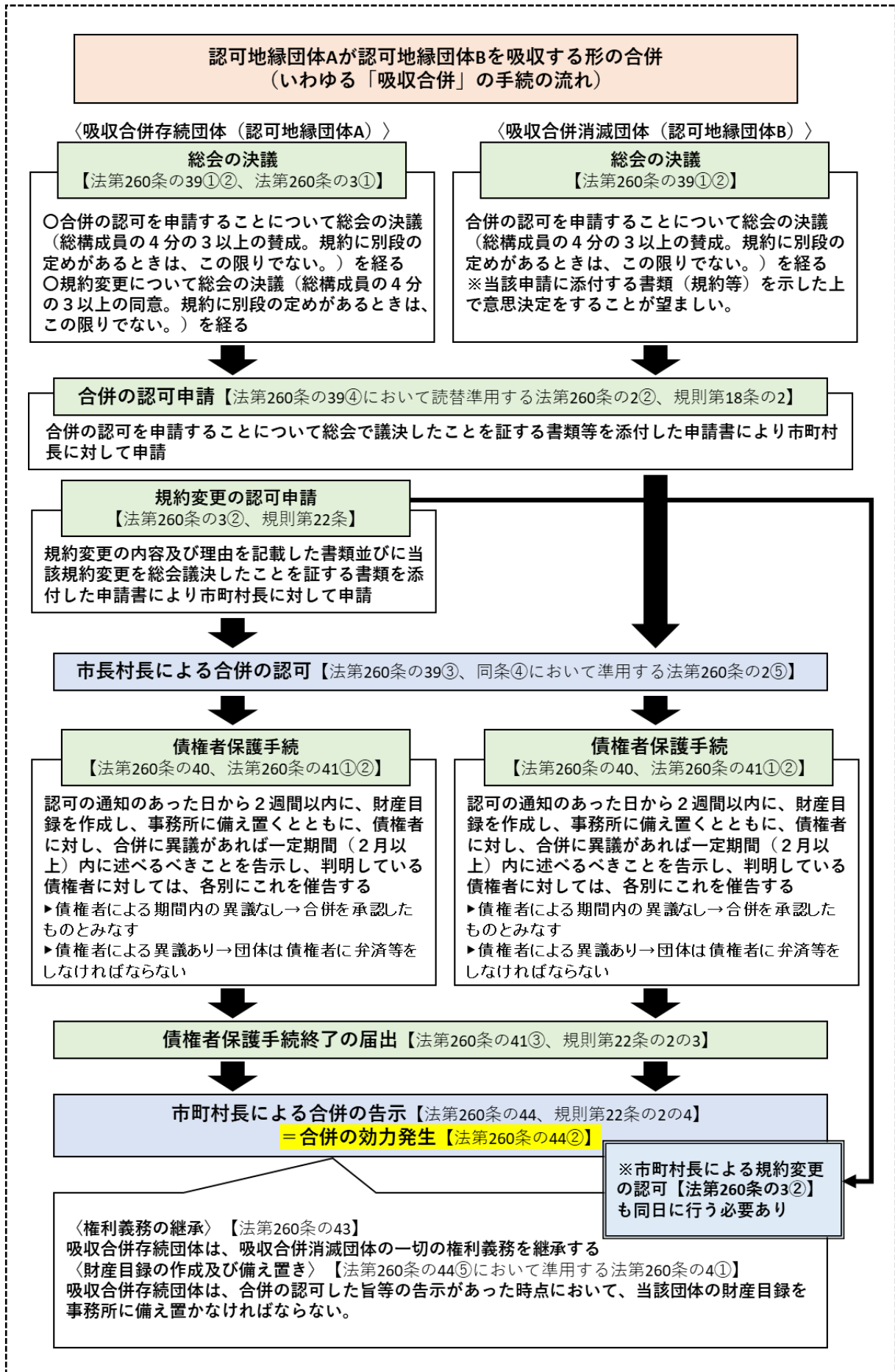
## 7 合併の告示

---

前述の届出を受理した後、市は認可地縁団体の合併を認可した旨及び次の事項について遅延なく告示を行い、台帳に登載します。この告示により合併の効力が発生します。また、合併により設立した団体は、告示された日に認可地縁団体になったとみなします。合併後存続する認可地縁団体に関する従前の告示は、その効力を失います。

- (1) 合併後の認可地縁団体の名称
- (2) 合併後の規約に定める目的
- (3) 合併後の区域
- (4) 合併後の主たる事務所の所在地
- (5) 合併後の代表者の氏名及び住所
- (6) 合併後の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 合併後の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 合併後の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 地方自治法第 260 条の 39 第 3 項の認可年月日
- (10) 合併前の各認可地縁団体の名称
- (11) 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(注) 図中の丸数字は項番号



認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを  
設立する形の合併（いわゆる「新設合併」の手続の流れ）

〈新設合併消滅団体（認可地縁団体A）〉

〈新設合併消滅団体（認可地縁団体B）〉

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任\*した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】（\*選任方法は任意）

総会の決議  
【法第260条の39①②】

合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る  
※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定をすることが望ましい。

総会の決議  
【法第260条の39①②】

合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る  
※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定をすることが望ましい。

合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請

市長村長による合併の認可【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】

債権者保護手続  
【法第260条の40、法第260条の41①②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを告示し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する  
▶債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす  
▶債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を行わなければならない

債権者保護手続  
【法第260条の40、法第260条の41①②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを告示し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する  
▶債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす  
▶債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を行わなければならない

債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】

市町村長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】  
=合併の効力発生【法第260条の44②】

〈権利義務の継承〉【法第260条の43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を継承する

〈財産目録の作成及び備え置き〉【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

新設合併設立団体は、合併の認可した旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない。

## V 町内会合併への財政支援

### 1 市政協力報償費

合併した町内会に対して、合併後の新たな世帯数に応じた「市政協力事務費」の5年分を報償費として支給します。

例：A町内会（50世帯）+B町内会（30世帯）=C町内会（80世帯）

世帯割：80世帯×1,360円=108,800円

平均割：30,000円

1年分計：108,800円+30,000円=138,800円（1年分）

C町内会支給額：138,800円×5年分=694,000円

※市政協力事務費は、以下の基準に基づき町内会へ支給しています。



支払区分	対象事務・支払基準
世帯割額	各世帯への文書配布又は各世帯からの文書回収等の情報伝達・情報収集事務に係る経費とし、町内会の世帯数により算出する。
平均割額	地域住民の意向の確認・集会の手配など広報広聴等の事務に係る経費とし、町内会の世帯数規模により算出する。

### 2 町内会集会施設建設費等補助金

合併により不要となった町内会集会施設の解体を行う場合、その費用の一部を補助します。

- ・補助率 50%
- ・補助金の限度額 250万円
- ・申請期限 合併日から5年以内

## VI 資料

・ 合併協定書（参考例）	14
・ 町内会合併報告書	15
・ 町内会解散届	17
・ 認認可申請書（合併）	18
・ 認規約（参考例）	19
・ 認総会議事録（参考例）	30
・ 認構成員名簿（参考例）	31
・ 認町内会長就任承諾書（参考例）	32
・ 認規約変更認可申請書	33
・ 認合併に係る債権者保護手続終了届出書	34

※認・・・認可地縁団体の合併に係る必要書類

## 〇〇町内会 〇〇町内会 合併協定書

### 1 合併の方式

合併の方式は、〇〇町内会は解散し、その区域を〇〇町内会に編入する吸収合併とする。

### 2 合併の期日

合併の期日は、 年 月 日とする。

### 3 合併後の町内会の名称

合併後の町内会の名称は、〇〇町内会とする。

### 4 合併後の町内会の事務所

合併後の町内会の事務所は、柏崎市\_\_\_\_\_に置く。

### 5 財産及び債務の取扱い

〇〇町内会の財産及び債務は、すべて〇〇町内会に引き継ぐ。

### 6 規約（会則）等の取扱い

規約（会則）等は、〇〇町内会の町内会規約（会則）等を適用する。ただし、〇〇町内会がこれによりがたい場合は、双方協議のうえ必要に応じて変更等を行う。

### 7 組織体制の取扱い

組織体制の取扱いについては、〇〇町内会の組織体制を適用する。ただし、〇〇町内会がこれによりがたい場合は、双方協議のうえ必要に応じて変更等を行う。

### 8 慣行等の取扱い

慣行等については、〇〇町内会の慣行を適用する。ただし、〇〇町内会がこれによりがたい場合は、双方協議のうえ必要に応じて変更等を行う。

〇〇町内会と〇〇町内会は、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

年 月 日

〇〇町内会 会長

〇〇町内会 会長

# 町内会合併報告書

## 町内会合併報告書

年 月 日

柏崎市長 様

町内会名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

このことについて、次のとおり合意しましたので、合併後の町内会について報告します。

町内会名			
町内会長	ふりがな 氏 名		電話番号 1 ※優先的に連絡します。
			電話番号 2
	住所	〒 柏崎市	
合併日	年 月 日		
世帯数等	世帯数	世帯	班 数 班
	配布数	部	回覧数 部
文書配布先 ○をつけてください	1 町内会長宅 2 文書担当 ⇒ 氏名 (施設名) _____ 住所 〒 _____ 柏崎市 _____		
災害時における町内会長以外の方の連絡先	ふりがな 氏 名		役職
	住所	〒 柏崎市	
	電話番号		
町内会口座(市政協力事務費振込口座)	金融機関名		預金種目 1 普通 2 当座
	本支店名		
	口座番号		
	口座名義	カナ	
漢字			
合併により解散する団体の名称			

別添書類：合併を総会で決議したことを証する書類（合併する全ての団体分）、合併協定書、通帳の写し

裏面の同意事項をご確認ください。

#### 町内会長の個人情報の外部提供に関する同意について

この報告をもって、町内会長の個人情報（氏名・住所・電話番号）を、町内会の活動や運営に関わりがある公共的用務に関係する場合にのみ、市の担当課、外部機関・団体などへ提供することに同意したものととして取り扱います。

##### 【町内会長の個人情報を外部提供する事例】

- (1) 市、県、国等の事務事業のうち、町内会に係る公共的用務
- (2) 道路工事等に伴う事前説明や挨拶用務
- (3) 町内会に係る相談用務（町内会加入等）
- (4) 議員による議会活動用務（個人の選挙活動は除く。）
- (5) 事業者による広報誌の配送用務

#### 口座情報を市関係課が利用することへの同意について

この報告をもって、口座情報を、市関係課が町内会へ補助金などの振込みに利用することに同意したものととして取り扱います。

これは、町内会が行う市への申請事務の簡素化を図るため、申請ごとに通帳の写しを提出するなどの事務負担の軽減を目的として行うものです。同意いただけない場合、補助金申請などの都度、口座情報の提供や通帳の写しの提出が必要となります。

※この取扱いに対し、同意いただけない方は市民活動支援課へご連絡ください。

町内会解散届

町内会解散届

年 月 日

柏崎市長 様

町内会No. \_\_\_\_\_ (市記載)

町内会名 \_\_\_\_\_

町内会長 \_\_\_\_\_

このことについて、下記のとおり解散しましたので解散を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 町内会名

2 解散年月日 年 月 日

3 解散理由

4 別添書類

解散を総会で決議したことを証する書類

## 認可申請書（合併）

年 月 日

柏崎市長 様

### 認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 柏崎市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 柏崎市

### 認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 柏崎市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 柏崎市

### 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項

・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

(別添書類)

1 合併後の認可地縁団体の規約

2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

5 合併しようとする各認可地縁団体の規約

6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

## 規約（参考例）

※この規約（参考例）及び解説は地方自治法に規定される「地縁による団体」（認可地縁団体）に関するものです。

### 〇〇町内会規約（会則）

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃・防火・防犯・防災等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理等

(4) 行政機関との連携及び協力

(5) 趣味・レクリエーション等文化活動

(6) その他本会の目的達成に必要な事業

##### （名称）

**第2条** 本会は、〇〇町内会と称する。

##### （区域）

**第3条** 本会の区域は、別表のとおりとする。

##### （事務所）

**第4条** 本会の事務所は、〇〇集会所に置く。

#### 第2章 会員

##### （会員）

**第5条** 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

##### （会費）

**第6条** 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### 【解説】

**第1条** スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要がある。ただし、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められる。

**第2条** 地方自治法上、地縁による団体の名称についての制限はない。したがって、「〇〇町内会」といった名称でよい。ただし、他の法令において名称の使用制限（例えば、商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできない）がある場合は、これに従う必要がある。

**第3条** 地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましい。ただし、河川や道路等による区域の表示も、市内の他の住民にとって当該団体の区域が認識できるものであればよい。

**第4条** 住居表示又は地番及び家屋番号により定めるほか、集会施設に置く、あるいは代表者の自宅に置くという定め方も可能である。

**第5条** 区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められない。なお、法人や団体は構成員とはなれないが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる」と定

#### (入会)

**第7条** 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

#### (退会等)

**第8条** 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

#### (役員の種類別)

**第9条** 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) その他の役員 〇人

(4) 監事 〇人

#### (役員を選任)

**第10条** 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

#### (役員職務)

**第11条** 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとする事は可能である。

**第6条** 会費は、会員にとっても団体にとっても重要事項なので、規約に金額も含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要がある。ただし、規約の改正は第42条に定める特別議決事項となるので、表記のように定めて年1回の通常総会で各年度毎に定めることが適当である。

**第7条** 入会申込書の様式は、役員会(第25条)で定めるか、会の細則(第46条)で定めればよい。また、入会申込書は会長に提出することとしているが、会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長のほかに役員や班長などに提出することとしてもよい。「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合などに、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また地方自治法第260条の2第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものだが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られる。

**第8条** 退会手続きは、前条第1項に定める入会手続きと同様の考え方によるものであり、本人の退会意思を会として確認できるものとする必要があるが、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められない。なお、長期にわたる会費の不払いなど会員としての義務の著しい違反等があった場合には、一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられるが、この

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

#### (役員任期)

**第12条** 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

### 第4章 総会

#### (総会の種別)

**第13条** 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

#### (総会の構成)

**第14条** 総会は、会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

**第15条** 総会は、この規約(会則)に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

場合は、慎重な手続き等の下に資格を停止するような扱いとすべきである。

**第9条・第10条・第11条** 地縁による団体については、地方自治法第260条の5で「認可地縁団体には1人の代表者を置かなければならない」とされており、また第260条の11で監事も規定している。したがって、代表者(会長)1人を必ず選出する必要があり、また、1人又は複数の監事を置くことが適当である。また、会長が不慮の事故等により職務を行い得なくなった場合などに備えて、副会長を置くことが望ましい。ただし、副会長による会長の事務の代行は法律行為には及びえないことから、直ちに後任の会長を選出すべきである。

その他の役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成するが、その他の役員の中から「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられる。その場合には、「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記担当役員は、会務を記録する」等その他の役員について、職務を明らかにしておくのが適当である。

なお、役員選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要がある。

**第12条** 役員任期は、法律上特に規定はない。また、事務執行上、支障が生じないよう本条第3項の定めを置くことが望ましい。なお、役員解任手続きを定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も、個別に総会議決を要するものとするか、規約において具体的手

#### (総会の開催)

**第16条** 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
  - (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  - (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。
- 3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。
- 4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

#### (総会の招集)

**第17条** 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

#### (総会の議長)

**第18条** 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

**第19条** 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

#### (総会の議決)

**第20条** 総会の議事は、この規約(会則)に定めるもののほか、出席した会員の過

続きを定めることが適当である。なお、役員解任手続を定める場合には、本条第4項のように個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続を定めることが適当である。

**第15条** 総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決でき(地方自治法第260条の16参照)、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできない。なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれることは当然である。

**第16条** 総会は、地方自治法第260条の13により、少なくとも毎年1回開催する必要がある。また、同法260条の4により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要がある。なお、通常総会開催が年度終了後の1回のみとなり、事業計画及び予算の決定を通常総会で行う場合には、年度当初から総会開始日まで予算がなく支出行為ができないこととなるが、この点については、第39条第2項のように規定することにより支出行為は可能となる。

本条第2項は、地方自治法第260条の14による規定であり、第2号の「5分の1」の定数を規約において増減することは法的には可能だが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要がある。

半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

#### (会員の表決権)

**第21条** 会員は、総会において各々1票の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1票とする。

- (1) ○○○○○○○○○○○
- (2) ××××××××××

#### (総会の書面表決等)

**第22条** やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

#### (総会の議事録)

**第23条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

本条第3項は、法第260条の19の2第1項に則る規定であり、総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行うことについて会員全員の承諾があれば、総会の総会の省略を認めるものである。なお、法第260条の19の2第3項及び第4項では、書面又は電磁的方法による決議を行うにあたっては、総会に関する規定を準用し、その決議は総会の決議と同一の効力を有することを定めている。

**第17条** 総会の開催権限は会長が有するものであるが、第16条第2項第2号及び第3号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては、総会を招集する必要がある。したがって、第2項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当である。第3項は、地方自治法第260条の15による規定であり、「少なくとも5日前までに」通知を行う必要がある。

**第18条** 総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、出席した会員の中から選出する必要があるが、会長は会員の中から選任されていることにより、「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能である。

**第19条・第20条・第21条・第22条** 総会の定足数、議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていないが、表記のとおり規定することが適当である。もつとも、第20条に定めるように、規約で、特定の重要な事項について「出席会員の3分の2（4分の3）以上の賛成を要する」旨の規定を置くことも可能である。なお、この定足数、議決に要する会員数については、第

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

### (役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

### (役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約(会則)で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

### (役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

### (役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」

22条第2項により、書面又は電磁的方法で表決を行った会員及び委任により代理表決を行った会員をこれに含める点に留意する必要がある。この場合の電磁的方法による表決とは、例えば電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該メディア等を交付する方法等が該当し得る。これにより、会員数が極めて多い場合にも総会を開催し、議決を行うことが可能となる。このことから、書面又は電磁的方法による表決や委任による代理表決を行う会員が相当数見込まれる状況においては、実際に集まらずとも、出席者が一同に会するのと同様に、相互に議論できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより総会を可能とすることも可能である。なお、この場合であってもWeb会議等ではなく、直接集まって意見を述べたい会員がいる場合、総会の場所を確保し、その気顔を設けることは必要となる。

第20条第2項は、法第260条の19の2第2項による規則である。なお、書面又は電磁的方法による決議においては、その議決事項について会員全員の合意が必要であり、賛否が分かれた場合には、書面又は電磁的方法による決議はできず、ひいては総会開催の省略も認められない。

第21条及び第22条は、地方自治法第260条の18による規定である。したがって、第21条第1項において会員は、各々1票の表決権を有することが定められているところだが、従来の町内会においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われる

とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 班

### (班)

**第29条** 本会は、会の運営を円滑に行うために班を置く。

### (班の編成)

**第30条** 班の編成は、当該区域の会員の協議を経て、役員会の議決及び総会の承認を受けなければならない。

### (班長)

**第31条** 班には、それぞれ班長を置く。

### (班長の選任)

**第32条** 班長は、それぞれの班内の会員の中から選出する。

### (班長の職務)

**第33条** 班長は、班を代表して会務に協力する。

### (班長の任期)

**第34条** 班長の任期は、〇年とする。

- 2 補欠により選任された班長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 班長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

**第35条** 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

る。そうしたことを勘案して、第21条第2項の規定(特定事項について世帯の表決権を1票とすること)を設けることは可能だが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られる。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については認められないと解され、代表者や監事の選任も、同項を適用することは適当ではない。

なお、同項を適用する場合においても、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められない。したがって、世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か一人に表決権を委任することにより表決権を集中させることになる。ただし、未成年者の場合には、民法の定めるところにより、表決権の行使が行われることとなる。このほか、議長の実行行為などの総会の運営は会の活動を決定する重要事項であるため、会において会議規程等を定め、議事運営の方法等を明らかにしておくことが望まれる。

**第23条** 会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を柏崎市に申請する場合などに求められることから、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきである。

**第24条** 地縁による団体の最高意思決定機関は総会であるが、総会をたびたび招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられる。役員会の

(資産の管理)

**第36条** 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

**第37条** 本会の資産で第35条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

**第38条** 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

**第39条** 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第40条** 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

**第41条** 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

## 第8章 規約(会則)の変更及び解散

(規約(会則)の変更)

**第42条** この規約(会則)は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、か

メンバーは監事を除く役員とするのが適当である。もつとも、監事は役員会の構成員にはなれない(表決権を有しない)が、役員会に出席し、会務の適切な執行のために意見を述べるべきと考えられる。なお、役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるように配慮すべきと考えられる。

**第35条** 地縁による団体が法人格を取得する目的は、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにあるが、法人格の取得により、団体名義で資産の登記・登録をすることが可能となる。資産については、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産(負債は除く)の構成等を定めておくことが適切である。「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能だが、「別に定める財産目録記載の資産」と定めるほうが簡便と考えられる。なお、「財産目録」は、法第260条の4に基づき設立時及び毎年(年度)初3か月以内に作成することとなっている。

**第36条・第37条** 資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられるが、会の活動上重要な資産の処分には、総会の議決を要することとする必要がある。このため、第37条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産を決定しておくことが適当である。また、資産の管理は会長が行うものだが、日常の出納事務は、役員として「会計」を設けたときは、「会計」が出納その他の会計事務を行うこととなる。このほか、役員ではない

つ、柏崎市長の認可を受けなければ変更することはできない。

**(解散)** 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

**(合併)**

**第44条** 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、柏崎市長の認可を受けなければ合併することはできない。

**(残余財産の処分)**

**第45条** 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 雑則

**(備付け帳簿及び書類)**

**第46条** 本会の事務所には、規約(会則)、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

2 本会は、会員が備付け帳簿及び書類の閲覧を請求した場合は、閲覧させなければならない。

**(委任)**

**第47条** この規約(会則)の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

### 附則

1 この規約(会則)は、柏崎市長の設立認可のあった日から施行する。

が、「会長は、必要と認めるときは会員のうちから会計出納員を命ずることができる」と定め、「会計出納員は、会長の命を受けて出納その他の会計事務を執行する」と規定することも可能である。

**第39条・第40条** 事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項なため、総会の議決又は承認にかからしめることが必要である。財産目録は、地方自治法260条の4により認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間(事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時)に作成しなければならないとされている。したがって、事業報告や決算も年度終了後3か月以内に総会で承認を得る必要がある。ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を年2回行うことが必要になるが、通常総会は、年度終了後3か月以内に1回行うのが通例と考えられ、第16条第1項もそのように定めている。したがって、年度開始前に総会を開催し事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないことになるので、第39条第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられる。

**第41条** 会計年度の定め方は、特に制限はない。

**第42条** 本条は地方自治法第260条の3によるものであり、規約の変更は総会の専権事項となっている。また、地方自治法施行規則第22条に定める「規約変更認可申請書」により柏崎市長の認可を要する。

- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、柏崎市長の設立認可のあった日から△△年△月△日までとする。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能だが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきである。

**第43条** 本条は、地方自治法第260条の20及び第260条の21によるものであり、①破産、②認可の取消、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員がいなくなった場合に、当該地縁による団体は解散（法人としての権利能力の消滅又は地縁による団体自体の解散の両方を含む。）することとなる。なお、表記のほかの解散事由を規約に定めることも可能である。また、第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって変えることはできない。総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能だが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でない。

**第44条** 令和4年の地方自治法改正により、法第260条の38において、同一市町村内の認可地縁団体同士に限り、合併が認められた。本条は法第260条の39による規定である。総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能であるが、解散の議決と同様、少数会員の意思によって合併することを可能とする規定は適当でない。

また、合併後の認可地縁団体が認可地縁団体の設立要件に適合するか否かを改めて確認する必要があるため、市町村長の認可を受けなければ合併の効力は生じない。

**第45条** 本条は、地方自治法第260条の31による規定である。規約においては、帰属権利者を指定する方法を定める

ことが適当と考えられる。ただし、この場合も営利法人などを帰属権利者として指定することは地縁による団体の目的に鑑み適当でないため、地方自治法第260条の31第2項の趣旨から判断して、「本会と類似の目的を有する団体」に限定して、帰属権利者を指定する旨規定することが適当である。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に地縁による団体にとって重要な決定であることから、解散決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましい。

**第47条** 規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要がある（個別事項の委任ごとに議決を経る必要はない）。なお、細則としては、「弔慰金規程」や「旅費規程」などが挙げられる。

附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられる。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当である。

〇〇町内会臨時（通常）総会議事録

- 1 開催日時 年 月 日 時から 時まで
- 2 開催場所 〇〇町内会集会所
- 3 総会員数 〇〇〇名
- 4 出席会員数 〇〇〇名（うち委任状出席〇名）
- 5 議事事項
  - 第1号議案 △△町内会との合併について
  - 第2号議案 合併協定書案について
  - 第3号議案 合併の認可申請及び代表者の選出について
  - 第4号議案 合併に伴う規約変更の認可申請について

6 議事の経過の概要及び議案別議決の結果

定刻に至り、司会者より開会を宣し、本日の総会は本人出席〇名、委任状出席〇名で総会の定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げ、続いて議長の選任方法について 諮ったところ、満場一致をもって〇〇氏を選任した。

第1号議案について副会長から説明が行われた。第2～4号議案も関連する内容のため一括して説明が行われ、その後各議案について個別に審議が行われた。質疑と回答は以下のとおり。

【第1号議案】

質問1：

回答1：

質問2：

回答2：

【第2号議案、第3号議案、第4号議案】

質疑なし

各議案について質疑応答の後、議長が承認を求めたところ、いずれの議案も満場一致で異議なく原案どおり可決された。

なお、市の指導に基づく簡易な訂正については、役員に一任することを併せて承認した。

上記のとおり、総会の議事録を作成し、議長および議事録署名人は次に署名又は記名押印する。

年 月 日

議 長  
議事録署名人  
議事録署名人

構成員名簿（参考例）

〇〇町内会構成員名簿

年 月 日 現在

No.	氏名	住所	備考
1	柏崎太郎	〇〇町1番1号	
2	綾子	〇〇町1番1号	
3	米子	〇〇町1番1号	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

町内会長就任承諾書（参考例）

町内会長就任承諾書

〇〇町内会 様

私は、町内会長に就任することを承諾します。

年 月 日

住 所 柏崎市〇〇町1番1号

氏 名 柏崎 太郎

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

# 規約変更認可申請書

年 月 日

柏崎市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 柏崎市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 柏崎市

## 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

## 合併に係る債権者保護手続終了届出書

年 月 日

柏崎市長 様

認可地縁団体甲  
合併しようとする認可地縁団体の  
名称及び主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地 柏崎市  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所 柏崎市  
認可地縁団体乙  
合併しようとする認可地縁団体の  
名称及び主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地 柏崎市  
代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所 柏崎市

### 合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類



**発行** 町内会合併の手引

---

柏崎市 市民生活部 市民活動支援課

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

電 話：21-2272

ファクス：22-5904

Eメール：[community@city.kashiwazaki.lg.jp](mailto:community@city.kashiwazaki.lg.jp)